

8月20日訂正

参考資料 県立学校あて通知の資料3、問5-6に誤りがありましたので
別紙のとおり訂正します。

新潟県報道資料



新潟県

令和8年8月20日

教育庁保健体育課

高等学校教育課

総務部大学・私学振興課

部活動遠征の実態調査結果及び再発防止策について

令和8年5月6日に福島県内の磐越道で発生した事故を受けて、県立高等学校等及び私立学校における部活動遠征の実態について調査を行いました。

調査の結果、遠征計画から実施まで顧問が幅広い役割を担っている一方、部活動遠征全体について、安全確保の観点から共通して確認すべき事項が体系的に整理されていないなど、部活動遠征における組織的な安全管理を明確化する必要があることが明らかになりました。

この結果を踏まえ、部活動遠征における生徒の安全を確保するため、学校・学校法人が組織として安全管理を行う仕組みへの転換、部活動遠征における安全確保基準の明確化などを基本方針とする再発防止策を講じることとしました。

また、安全確保基準の趣旨を現場に浸透させるための研修会の実施や、各学校における対応状況のフォローアップ調査等を行い、継続的に安全管理の取組を確認していきます。

詳細については、別添資料のとおりです。

【添付資料】

- ・部活動遠征の実態調査結果及び再発防止策

【参考資料】

- ・「部活動遠征における安全確保の徹底について（通知）」（令和8年8月20日付教保第362号）
- ・「部活動遠征の実態調査結果及び事故防止のための対策について」（令和8年8月20日付大私第318号）

本件についての問い合わせ先

教育庁保健体育課 志田、笠原

（直通）025-280-5621 （内線）3930

高等学校教育課 今井、池上

（直通）025-280-5610 （内線）3870、3878

総務部大学・私学振興課 伊花、櫻井

（直通）025-280-5915 （内線）2060、2081

「部活動遠征における安全確保基準」に関するQ & A

教育庁 保健体育課・高等学校教育課

(令和8年8月20日 作成)

1 基準の適用・基本的な考え方

問1-1 この基準は、いつから適用されますか。

- 本通知の発出後、新たに校長が承認する部活動遠征から適用しますが、通知発出時点ですでに校長の承認を受けている遠征についても、生徒の安全を最優先とし、本基準に沿った安全管理を行ったうえで実施してください。

問1-2 これまでの遠征に関する規程や要領は、この基準ができたことで使わなくなるのでしょうか。

- 従来から適用されている関係規程・要領等に基づく手続は、引き続き必要です。
本基準は、これらの規程・要領等を置き換えるものではなく、部活動遠征全体について、安全確保の観点から学校が確認すべき事項を整理したものです。
したがって、例えば教職員が自家用車を公務使用する場合は、従来どおり「新潟県教育委員会自家用車公務使用要領」に基づく手続を行った上で、本基準に基づく確認も行ってください。

問1-3 この基準によって、これまで学校や顧問が行ってきた遠征の判断や取組が否定されるのですか。

- これまで各学校・顧問が行ってきた安全確認や現場での判断を前提として、それらに加えて、学校として必要な確認を行うことにより、安全管理をより確実なものとするを目的としています。
顧問等の現場での判断や経験を生かしながら、学校として遠征の必要性、移動計画、引率体制、移動手段等を確認してください。

問1-4 様式（遠征計画書兼承認申請書）は、県外遠征の場合だけ作成するのですか。

- 様式（遠征計画書兼承認申請書）は、県外遠征に限らず、本基準に基づく部活動遠征について作成し、校長の承認を受けるものです。

問1-5 すべての遠征について、毎回保健体育課に確認や相談をする必要がありますか。

- 本基準に定められた事項については、まず学校において確認・判断してください。
保健体育課との協議が必要となるのは、本基準に定めのない事項や、安全管理上の疑義が生じ、学校だけでは判断が難しい場合です。
また、本基準で個別に「教育委員会と協議する」としている事項については、所定の手続を行ってください。

2 遠征の必要性・計画

問 2－1 練習試合や合同練習も「部活動遠征」に該当しますか。

- 距離に関わらず、通常の活動場所以外で部活動を行うため、生徒を引率して移動する場合は、部活動遠征に該当します。

例えば、練習試合、合同練習、競技会等への参加のための移動が該当します。

問 2－2 学校から近い場所への移動も、部活動遠征になりますか。

- 本基準では、距離による下限を設けていません。通常の活動場所以外で部活動を行うために、生徒を引率して移動する場合は、距離に関わらず部活動遠征となります。

ただし、移動距離等に応じて、安全管理上必要な確認事項は異なります。

問 2－3 毎年実施している大会や練習試合であっても、改めて「遠征の必要性」を確認する必要がありますか。

- 過去から継続して実施している遠征であっても、当該年度の生徒の状況、活動内容、移動方法、費用負担、実施時期等を踏まえて、教育活動としての必要性及び妥当性を確認してください。

「毎年実施していること」のみを理由として実施するのではなく、現在の状況を踏まえて判断することが重要です。

問 2－4 遠征計画について、校長は何を確認すればよいですか。

- 校長は、様式（遠征計画書兼承認申請書）の記載内容を確認・検討し、安全が確保されると認められる場合に承認してください。

様式は、遠征の必要性、移動計画、引率体制、移動手段等について、本基準に基づく必要な事項を整理して記載する様式となっています。原則として、様式の記載内容を確認・検討することで、本基準に基づく基本的な確認・承認を行うことができます。

なお、移動距離、所要時間、移動手段、集合・解散方法、運行計画等については、それぞれの内容を踏まえ、安全性を総合的に判断してください。

3 概ね 100km 以上の移動

問 3－1 「概ね 100km 以上」とは、100km を超えたら必ず公共交通機関・貸切バスを利用しなければならないという意味ですか。

- 100km を超えることだけをもって、機械的に判断するものではありません。

ただし、概ね 100km 以上の移動については、原則として公共交通機関及び貸切バス等の営業用自動車を利用することとしています。

これらの利用が著しく困難等である場合には、教職員による運転その他の方法を検討してください。

その際には、距離だけでなく、所要時間、生徒数、荷物量、運転者の負担等を含め、安全性を総合的に判断してください。

問 3－2 「著しく困難等」とは、どのような場合ですか。

- 例えば、次のような場合が考えられます。
 - ・公共交通機関を利用すると、大会等の開始時間に間に合わない場合
 - ・大会終了後、公共交通機関を利用すると、当日中に帰ってこられない場合
 - ・活動場所への公共交通機関によるアクセスが悪く、乗換え等により移動時間が著しく長くなり、生徒の活動や健康に大きな負担が生じる場合
 - ・貸切バス事業者に運行を依頼したものの、運行可能な事業者が見つからない場合
 - ・生徒数が少なく、貸切バスの利用が合理的でない場合

問 3－3 大量の荷物がある時は「著しく困難等」といえますか。

- 荷物が多いことだけをもって、直ちに公共交通機関等の利用が著しく困難とはいえません。

例えば、荷物を顧問等が自家用車等で運搬し、生徒は公共交通機関を利用して移動するなど、生徒の安全を確保しながら荷物を運搬する方法を検討してください。

その上で、荷物の量や大きさ、競技の特性等から、公共交通機関等の利用が著しく困難と認められる場合には、移動手段を検討してください。

問 3－4 概ね 100km 以上という距離は、片道ですか、往復ですか。

- 本基準の「概ね 100 km 以上の移動」は、遠征における主たる移動の片道の距離を基準として判断してください。

問 3－5 概ね 100 km 以上の遠征において、公共交通機関で遠征先まで移動し、最寄駅から宿泊施設や競技会場までレンタカーを使用することはできますか。

- この原則は、遠征における主たる移動について適用するものです。

遠征先における宿泊施設、競技会場などの移動についても、人数や移動距離や安全性等を確認した上で、適切な移動手段を選択してください。

なお、レンタカーを利用する場合は、本基準に定める必要な確認及び手続を行ってください。

4 教職員による運転

問 4－1 概ね 100km 未満であれば、顧問が自家用車を運転してもよいですか。

- 一律に禁止するものではありませんが、距離に関わらず生徒の安全を最優先とし、公共交通機関等の利用可能性を十分に検討したうえで、移動手段を選択してください。

問 4－2 顧問が運転する場合、どのような点を特に確認すればよいですか。

- 運転者の疲労等を考慮し、安全運転に支障を及ぼさない運行計画となっているかを確認してください。

特に、長時間の運転、早朝・深夜の運転、活動終了後の運転等については、運転者の負担を十分考慮してください。

また、運転前には、健康状態等について教育委員会が示す電子フォームその他学校が定める方法により自己点検を行い、その結果を記録してください。

問４－３ 教職員が運転する場合、なぜ運転前に電子フォーム等による自己点検を行うのですか。

- 教職員自身が健康状態等を確認し、安全運転に支障を及ぼすおそれがないことを確認するためです。

部活動遠征では、長時間の運転や早朝・夜間の運転等により、運転者に疲労が蓄積する場合があります。このため、運転前に自身の健康状態や疲労の状況等を確認し、その結果を記録することで、無理な運転を防ぎ、生徒の安全確保につなげることを目的としています。

問４－４ 概ね 100km 以内の移動でも、運転前の自己点検を行う必要がありますか。

- 距離にかかわらず、教職員が運転する場合は、運転前に自己点検を行ってください。
「概ね 100km 以上」という基準は、主に移動手段を検討する際の目安であり、運転前の健康状態等の確認については距離による例外を設けていません。

問４－５ 教職員が運転する車両には、必ず別の教職員が同乗する必要がありますか。

- いいえ。運転者である教職員等が乗車している場合も、本基準の「教職員等が同乗する」に含まれます。運転者とは別に教職員等を配置することを求めるものではありません。

５ レンタカー

問５－１ レンタカーを利用して遠征することはできますか。

- 可能ですが、学校が自ら借受人となって、法令に基づく許可を受けた事業者から借り受け、貸渡約款を遵守するなど、本基準に定める事項を確認してください。
また、遠征当日は、貸渡証を携行してください。

問５－２ レンタカーを利用する場合、通常の自家用車利用と何が違いますか。

- レンタカーについては、レンタカー事業者との契約及び貸渡条件を適切に確認することが必要です。
具体的には、次の点について確認してください。
 - ・ 学校が自ら借受人となって契約すること
 - ・ 貸渡約款を遵守すること
 - ・ 貸渡証の交付を受け、携行すること

問5－3 大型自動車（11人乗り以上）のレンタカーを使用する場合はどうすればよいですか。

- 「生徒を引率するための大型自動車使用に関する要領」に基づく必要な手続を行ってください。

また、本基準に基づく遠征計画の確認・承認も必要です。

問5－4 10人乗り以下のレンタカーで県外遠征をする場合、追加の手続がありますか。

- 本基準に基づき、学校は、様式（遠征計画書兼承認申請書）の写しを高等学校教育課に提出してください。

問5－5 10人乗り以下のレンタカーで県外遠征をする場合、様式（遠征計画書兼承認申請書）の写しを高等学校教育課に提出するのはなぜですか。

- 10人乗り以下のレンタカーについては、「新潟県教育委員会自家用車公務使用要領」の適用対象ではありませんが、教職員が運転して県外へ引率する点では、自家用車による引率と同様の安全管理が必要であることから、本基準において、県外引率の場合に様式（遠征計画書兼承認申請書）の写しを高等学校教育課に提出することとしています。

問5－6 レンタカー、貸切バス等を利用する場合、事業者の「法令に基づく許可」とは何を確認すればよいですか。

- 利用する移動手段に応じて、次のとおり確認してください。
 - ・ ~~貸切バス・タクシー~~ ~~レンタカー~~
「道路運送法」に基づく旅客自動車運送事業の許可を受けた事業者であること
 - ・ ~~レンタカー~~ ~~貸切バス・タクシー~~
「道路運送法」に基づく自家用自動車有償貸渡しの許可を受けた事業者であること

6 貸切バス等

問6－1 貸切バスを利用すれば、本基準上の確認は不要ですか。

- 貸切バス等の営業用自動車を利用する場合も、遠征全体について学校が安全性を確認する必要があります。
事業者について、法令に基づく許可を受けた事業者であること、運行計画や運転者の休憩・交替体制が適切であること、契約内容及び運行内容が書面で確認できること等を確認してください。

7 運転者を外部に依頼する場合

問7－1 「法令に基づき適法に運転者を確保できる事業者」とはどのような事業者を想定していますか。

- 本基準は、特定の事業形態に限定するものではありません。

学校は、関係法令に基づき適法に運転者を確保できる事業者と契約するものとし、例えば、労働者派遣事業者など、運転者を提供できる事業者が考えられます。

なお、レンタカー事業者は、車両と運転者を一体として有償で提供することはできません。このため、レンタカーを利用する場合は、運転者についても関係法令に適合した方法で確保する必要があります。

問 7－2 貸切バス事業者やタクシー事業者に、レンタカーや学校の車両の運転のみを依頼することはできますか。

- 貸切バス事業及びタクシー事業は、事業用車両と運転者により旅客を運送することを前提とした事業です。そのため、貸切バス事業又はタクシー事業として、運転者のみを提供することはできません。

一方で、貸切バス事業者等の中には、自家用自動車管理事業など、関係法令に基づく別の事業として運転者を提供している事業者もあります。このような場合は、当該事業に基づき適法に契約する必要があります

8 保護者による送迎

問 8－1 保護者の送迎を学校が依頼することはできますか。

- 学校が保護者運転を前提として遠征の配車を組むことはできません。

問 8－2 保護者が大型自動車（11 人乗り以上）の車両で送迎したいと申し出た場合はどうすればよいですか。

- 本基準では、事前に教育委員会と協議することとしています。
学校だけで判断せず、高等学校教育課にあらかじめ相談してください。

9 緊急時・安全上の判断

問 9－1 遠征当日に天候が悪化した場合、いったん校長が承認した計画でも変更する必要がありますか。

- 校長の承認は、承認時点における計画について行うものです。
その後、気象状況、交通状況、警報等により安全確保が困難となった場合は、生徒の安全を最優先として、計画の変更、中止、延期等を判断してください。

問 9－2 遠征計画を作成した後に、移動手段を変更することになった場合はどうすればよいですか。

- 変更内容が安全管理上重要な事項に関わる場合は、学校として変更内容を確認し、必要に応じて校長の承認を得てください。
特に、移動手段、運転者、運行計画等の変更については、安全性への影響を確認してください。

問 9－3 安全上の懸念があるものの、予定していた大会なので中止しにくい場合はどうすればよいですか。

- 本基準では、生徒の生命及び身体の安全を最優先としています。
安全性に懸念がある場合は、移動手段、移動計画、引率体制その他必要な事項を見直してください。
なお懸念が解消しない場合は、遠征の実施を見合わせてください。

10 学校が迷いやすいケース

問 10－1 「このケースは部活動遠征に該当するのか」と迷います。

- 「距離に関わらず、通常の活動場所以外で部活動を行うため、生徒を引率して移動する教育活動」に該当するかを確認してください。
判断が難しい場合は、実施前に保健体育課へ相談してください。

問 10－2 基準に書かれていないケースなら、学校の判断で実施してよいですか。

- 本基準に定めのない事項については、あらかじめ保健体育課と協議してください。

11 保護者への説明

問 11－1 保護者には、遠征のどこまで説明すればよいですか。

- 遠征の計画について、書面その他適切な方法により、事前に情報提供してください。
少なくとも、遠征先、日程、活動内容、移動方法、集合・解散方法等、保護者が遠征の概要と安全面を把握できる情報を提供してください。